

公立大学法人岩手県立大学の第三期中期目標終了時における今後の法人のあり方について

1 検討の趣旨

公立大学法人岩手県立大学（以下「大学」という。）の第三期中期目標期間（平成 29 年度～令和 4 年度）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果を踏まえ、地方独立行政法人法第 79 条の 2 の規定に基づき、設立団体の長である岩手県知事が法人の業務の継続の必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うもの。

2 業務実績評価の結果について

(1) 年度評価

平成 29 年度から令和 3 年度の期間における、各年度の業務実績に関する評価結果は全ての取組項目において「B 評価（概ね計画どおり取組が進んでいる）」以上と認められ、令和 3 年度評価時点で概ね全ての項目において順調な取組がなされている。

【各年度評価結果】

	H29年度 項目数 (割合)	H30年度 項目数 (割合)	R1年度 項目数 (割合)	R2年度 項目数 (割合)	R3年度 項目数 (割合)
AA	9 (20.0%)	7 (15.6%)	4 (8.9%)	5 (11.1%)	4 (8.9%)
A	24 (53.3%)	25 (55.6%)	37 (82.2%)	37 (82.2%)	35 (77.8%)
B	12 (26.7%)	13 (28.9%)	4 (8.9%)	3 (6.7%)	6 (13.3%)
C	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
D	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)

※ 評価区分は次のとおり。

- ・ AA：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）。
- ・ A：計画どおり進んでいる（計画を達成した場合）。
- ・ B：おおむね計画どおり進んでいる（8割以上～10割未満）。
- ・ C：やや遅れている（6割以上～8割未満）。
- ・ D：重大な改善事項がある（6割未満）。

(2) 見込評価

令和 3 年度時に実施した第三期中期目標期間の見込評価では、全ての項目において「B 評価（目標を概ね達成すると見込まれる）」以上とされ、中期目標・中期計画の達成に向けて一定の成果を挙げていると認められる。

【目標別評価】

- 1 「教育」：A
- 2 「研究」：B
- 3 「地域貢献」：A
- 4 「業務運営」：A
- 5 「財務」：B
- 6 「自己点検・評価・改善及び情報の提供」：A
- 7 「その他業務運営に関する重要目標」：A

注）評価区分は次のとおり。

- A：目標を達成すると見込まれる。
- B：目標を概ね達成すると見込まれる（8割以上～10割未満）。
- C：目標を達成すると見込まれる項目はあるものの、全体として未達成と見込まれる（6割以上～8割未満）。
- D：目標が未達成と見込まれる（6割未満）

3 第三期中期目標期間における課題について

- ・ 「人材育成」については、第三期中期目標に掲げる「知的探求心や想像力を備え、地域の未来を切り開く人材（いわて創造人材）」の育成に引き続き取り組むほか、各分野の専門知識や技術を活用した豊かで活力ある社会の形成に貢献できる人材の養成が必要となる。
- ・ 「卒業生の県内定着」については、県内就職内定率が令和3年度実績で四年制は49.6%、短期大学部や大学院を含めると全体で55.5%となっており、「人材育成」と併せて引き続き県や関係団体と協力した卒業生の県内就職促進に向けた取組が必要となる。
- ・ 「外部資金の獲得」については、科研費の応募件数や採択件数は増加傾向にあるものの、大学が目標としていた全教員に対する応募率9割に届かなかったことから、科研費採択率向上支援チームの活動の充実強化や地域ニーズに対応した実践的な共同研究の推進に向けた県内企業等との連携など、取組の一層の強化を図っていく必要がある。
- ・ 「地域貢献」については、地域社会への研究成果の還元として、実際に企業で活用されるような知的財産につながる研究の推進や、研究や知的財産を戦略的にマネジメントする体制の構築について検討していく必要があるほか、シンクタンク機能の充実、産学官の連携強化、県民への多様な学習機会の提供に引き続き取り組む必要がある。
- ・ 「大学院のあり方」については、第二期中期目標からの課題であったが、定員充足のための様々な取組にも関わらず依然として改善されていない状況が続いており、ニーズの検証を含めた大学院教育のあり方を見直す必要がある。

4 検討結果

第三期中期目標期間における取組で一定の成果を挙げており、引き続き人材育成や地域貢献などに取り組む必要があることから、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

なお、第四期中期目標の策定にあたり、第三期中期目標期間における課題とされた事項を反映させることをもって、法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。

業務実績評価等を踏まえた検討結果を上記のとおりとし、第四期中期目標期間においてはより効果的・効率的な運営に努め、ステークホルダーからの満足度を高めていくよう大学に求めていく。

【参考：地方独立行政法人法第79条の2】

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第2項第3号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。